

◆東院地区の調査—第292次・第293-10次

1. 第292次調査

調査の目的と調査区の概況

平城宮には東に張り出した部分があり、その南半には文献に見える、「東院」、「東宮」、「東内」などと称される施設があったと推定されているため、現在、東院地区とよんでいる。

なかでも「東院」という呼称は奈良時代後半の記録に集中し、皇太子または天皇の居住空間であったほか、宴会、儀式、叙位等にも利用されていた。

神護景雲元(767)年に竣工した「東院玉殿」、宝亀年間(770年代)の記録に見える「楊梅宮」も東院地区にあったものと考えられている。

東院地区は、南辺部、西辺部を中心にこれまで何度か調査されており、南東隅に園池、南・西辺部に多くの区画施設やその内部の密度の高い建物群を検出している。しかし、「東院玉殿」、「楊梅宮」などに直接関わるような東院の中核施設はまだ見つかっていない。

本調査は、東院地区西辺部の状況把握を目的とし、西辺部のほぼ中央に、南北約51m、東西約35m、面積約1780m²の調査区を設定した。本調査区は第270次調査区(1996年度)の北東にあたり、西端は一部、第128次調査区(1981年度)の南東隅と重複する。調査期間は1998年4月1日から7月3日である。

基本層序

本調査区の基本層序は、上層から順に、耕土、床土、中世の土器片をふくむ黄灰褐粘性砂質土の遺物包含層、橙褐色粘質土の地山となるが、古墳時代以前の遺物を含む暗茶灰色粘質土の整地土層が地山上面に部分的に残存する。この整地土層の上面と地山面が遺構検出面である。地山面はおおむね東から西になだらかに下がっている。しかし、付近の土地は後世の耕作などに伴う削平のため西へ向かって段状に下がっており、遺構検出面のレベル

も各段で異なる。このため奈良時代の遺構面は、最上段の東から順に、おおよそ標高65.4、64.9、64.4mと3段の段差がある。

検出した遺構

今回の調査で検出した遺構は、掘立柱建物13棟、掘立柱塀10条、溝2条のほか、土坑、石敷遺構等である(図37)。以下、遺構の重複関係、建物配置、建物方位の振れ、周辺既調査区の遺構との関係、出土遺物等をもとに遺構を5時期(A～E期)に分けて説明する。

A期 奈良時代前半

SA17801 調査区東半中央の東西塀。柱間寸法は10尺等間。3間分検出し、さらに調査区東方へ延びる。SB17805(B期)、SA17816(D期)と重複し、これらより古い。柱掘形より軒丸瓦6313Aa型式(平城宮軒瓦編年Ⅱ-1期。以下、時期のみ記す)が出土した。

SA17802 調査区西辺の南北塀。柱間寸法は10尺等間。調査区を南北に貫き、両端はさらに調査区外へ延びる。17間分を検出。北から13間分は第128次調査区と重複し、その調査所見では、本調査区内に延びるSB9586・9589・9597・9609の一部とされている(『年報1981』)。以下、第128次調査の所見についての出典は同じ。しかし、本調査区ではその続きを確認できなかったため、一連の南北塀と判断した。SA17816(D期)と重複し、SA17802が古い。また、調査区内の南端から6間目で後述する東西塀SA17803と交差し、北端から3間目で西に延びる東西塀SA9610が取り付く。SA17802は第270次調査で検出したSA17416と柱筋が一致し、第270次調査ですでに一連の塀であろうと推測している(『年報1997-Ⅲ』)。以下、第270次調査の所見についての出典は同じ)が、本調査の成果もこれを裏づける。但し、現在確認されているSA17802の南端とSA17416の北端の柱穴の間隔は58尺あり、10尺等間では連続しない。

SA17803 調査区南西部でSA17802に取り付き、そこ

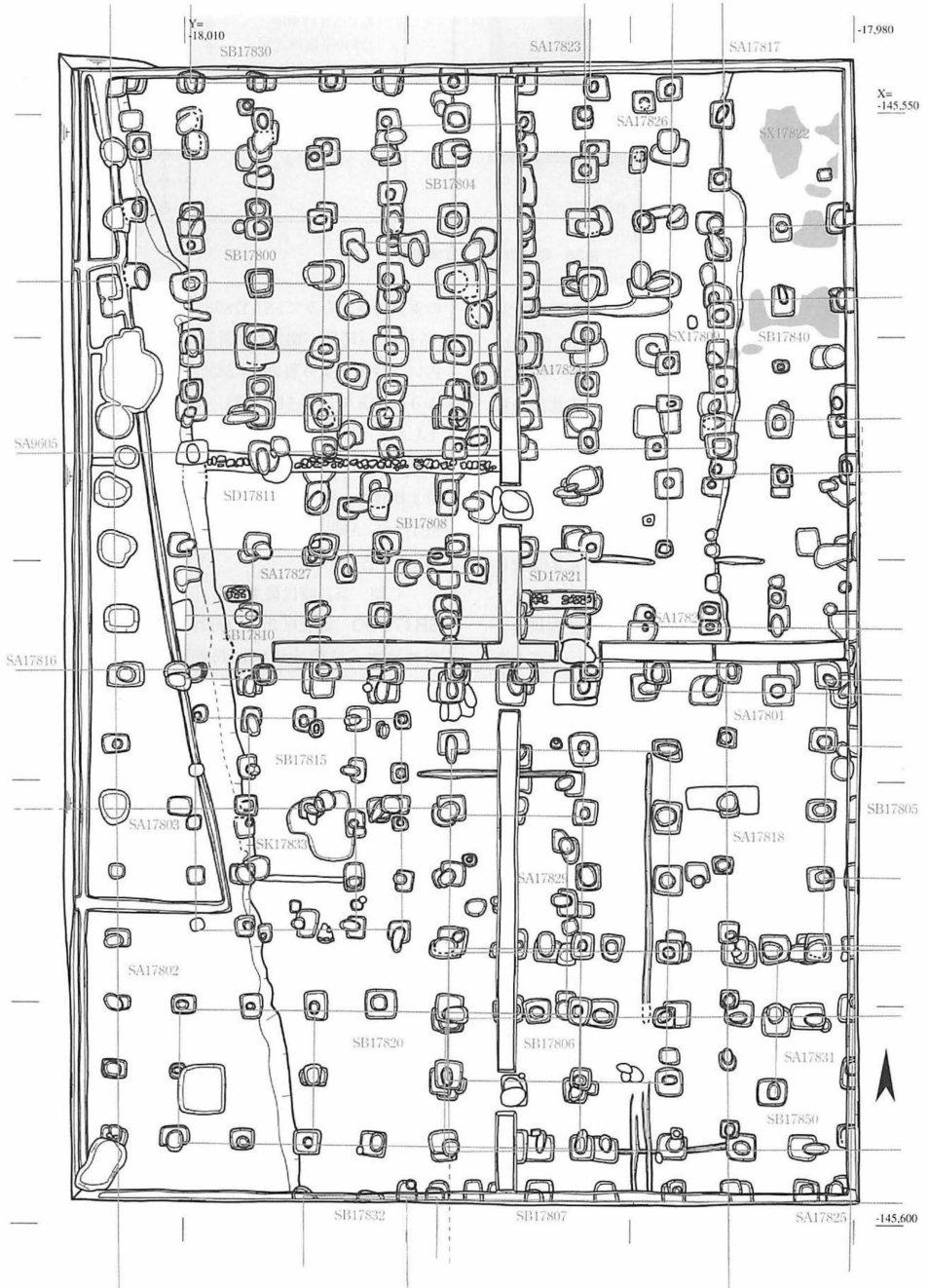


図37 第292次調査 遺構平面図 1 : 250

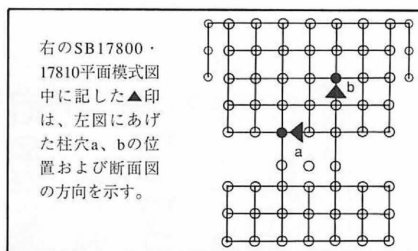
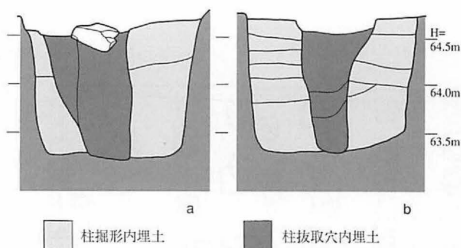


図38 SB17800 柱穴断面図 1:30

から東へ5間延びる東西塀。柱間寸法は10尺等間。第128次調査区では、この塀の西側の延長線上に、さらに5間分、柱間、柱筋をそろえた柱穴が並ぶ。第128次調査の所見ではSB9589の一部とされているが、柱間、柱筋の状況からみて、SA17803と一連の塀である可能性が高い。

SB17804 調査区北半中央の桁行5間×梁間2間の南北棟建物。柱間寸法は、桁行が北端のみ11.5尺で、他は7尺、梁間は10尺。SB17808(B期)、SB17800(C期)と重複し、これらより古い。柱抜取穴より軒丸瓦6282G型式(Ⅲ-1期)が出土した。

SB17840 調査区北半東端にかかり、桁行2間以上×梁間2間の身舎に南北庇をつける東西棟建物。西妻から2間分を検出し、さらに調査区東方へ延びる。柱間寸法は身舎の桁行の内、端間が10尺で他は8尺、身舎梁間と北庇の出が10尺等間で南庇の出は7尺。SA17817(D期)と重複し、SB17840が古い。

SB17850 調査区南東部の桁行6間以上×梁間2間の身舎に北庇をつける東西棟建物。西妻から6間分を検出し、さらに調査区東方へ延びる。柱間寸法は身舎の桁行が端間のみ14尺と広く、他は10尺等間。梁間と庇の出は10尺。調査区の外に出が10尺以上の南庇がつく可能性もある。SB17806(B期)、SB17820(C期)、SA17829(時期不明)と重複し、これらより古い。

B期 平城還都後

SB17805 調査区中央東端の桁行1間以上×梁間2間の身舎に南北庇をつける東西棟建物。西妻柱筋を検出し、さらに調査区東方へ延びる。柱間寸法は梁間、南北庇の出、ともに10尺。桁行5間の南北棟となる可能性もある。SA17801、SB17850(いずれもA期)と重複し、これらより新しい。

SB17806 調査区南半中央の桁行5間×梁間2間の身舎に東庇をつける南北棟建物。柱間寸法は10尺等間。北妻から2・4番目の柱筋に間仕切り柱の痕跡がある。遺構

の重複関係からみて、SA17803、SB17850(いずれもA期)、SA17829(時期不明)より新しく、SB17820(C期)より古い。柱掘形より軒丸瓦6282C型式(Ⅱ-2期)、柱抜取穴より軒丸瓦6131A(Ⅲ-1期)・6308B型式(Ⅱ-2期)が出土した。

SB17808 調査区中央北寄りの桁行5間×梁間2間の南北棟建物。柱間は10尺等間。遺構の重複関係からみて、SB17804(A期)より新しく、SD17811(C期)、SA9605(D期)より古い。

C期 奈良時代後半～末

SB17800 調査区北半の桁行6間×梁間4間の総柱東西棟建物。柱間寸法は10尺等間。後述するSB17810、17820、17830と柱間、柱筋、桁行がそろそろ。数カ所の柱穴を断割調査した結果、その深さにはばらつきがあるものの、他の時期のものとは比べるとはるかに深く、削平を受けている遺構検出面からでも1.6mの深さに達するものがあつた(図38)。建物の東西両側には、北東、北西隅柱から東と西に各1間(8尺)の幅で、南に2間(10尺等間)飛び出す張り出しが付くが、これはSB17800に昇る階段に伴う屋根状施設(階段室)と考えられる。

SB17800は遺構の重複関係からみて、SB17804(A期)より新しく、SA9605(D期)、SA17823、17824(いずれも時期不明)より古い。柱掘形より軒平瓦6685A型式(Ⅱ-1期)、柱抜取穴より軒丸瓦6284Ec型式(Ⅳ-1期)が出土した。

SB17810 調査区中央やや西よりの桁行6間×梁間2間の総柱東西棟建物。柱間寸法は10尺等間。SB17800より南へ20尺離れる。ところが、両建物間の桁行中央2間分の南北柱筋をつなぐように、SB17800から南へ12尺、SB17810から北へ8尺の位置に柱穴が並ぶ。その位置からみて、これは後述するSD17811を跨いで、SB17800とSB17810をつなぐ廊下または階段と関わる遺構の可能性がある。SB17810は遺構の重複関係からみてSA17827

(時期不明)より新しく、SA17816 (D期)、SA17828 (時期不明)より古い。柱掘形より軒平瓦6691A型式 (宮内ではⅢ-1~Ⅳ-1期)、柱抜取穴より軒丸瓦6311Ba型式 (Ⅱ-1期)、軒平瓦6721Ga型式 (Ⅱ-2期)が出土した。

SD17811 SB17800、17810の間の東西溝。底石のみ残存。幅は約0.8m。溝心がSB17800の南側柱から南へ8尺の位置にあり、雨落溝を兼ねていたものと思われる。後世の削平による段差のため、調査区西辺でいったん途切れるが、第128次調査区で検出しているSD9604の延長上にあることから、これと一連の溝と考えられる。ところが、SD9604は溝底に石を敷いていないので、底石はSB17800の南側、つまり建物雨落溝の部分に限られるものと推定される。なお、このSD9604の西端はSA5760の東側の雨落溝である南北方向の玉石溝SD3109につながっている。遺構の重複関係からみてSB17808 (B期)より新しく、SA9605 (D期)より古い。

SB17820 調査区南辺の桁行6間×梁間2間の東西棟建物。柱間寸法は10尺等間。2間ごとに間仕切りを持つ。SB17810の50尺南に位置する。SB17850 (A期)、SB17806 (B期)、SA17829 (時期不明)と重複し、これらより新しい。

SB17830 調査区北端の桁行6間の東西棟建物。南側柱筋のみ検出し、調査区北方へ延びる。柱間寸法は10尺等間。SB17800とちょうど10尺の間隔があり、連結した建物である可能性が高い。

D期 奈良時代末~平安時代初頭

SA9605 第128次調査で検出された東西塀の続き。柱間寸法は10尺等間。本調査区内で10間分を検出した。総長16間。東端は北へ90度折れ曲がり、SA17817となる。SB17808 (B期)、SB17800、SD17811 (C期)と重複し、これらより新しい。柱抜取穴より軒丸瓦6133Aa型式 (Ⅳ-1期)、軒平瓦6732C型式 (Ⅳ-1期)が出土した。

SA17816 SA9605から南へ約10mはなれて平行する東西塀。柱間寸法は10尺等間。10間分を検出した。第128次調査区ではこの塀の西延長線上にさらに6間分柱穴が並ぶ。第128次調査の所見ではこれらの柱穴をSB9589、9590の一部としているが、東側の本調査区へ延びるとされていたSB9589の続きが見つからないこと、SA17816と柱間、柱筋がそろったこと、SA9605と平行し柱穴が対をなす位置にあることから一連の塀である蓋然性が高い。また、東端では、南へ90度折れ曲がりSA17818となる。この

SA17816、17818とSA9605、17817は、SA5760に開く門SB9606の心を東西軸とし、南北に対称形をなす。このことから、SA9605、17816は、門SB9606から続く東西通路の南北を画する塀であると考えられる。SA17801、17802 (A期)、SB17810 (C期)と重複し、これらより新しい。いくつかの柱抜取穴より奈良時代末から平安初頭にかけての土師器が炭とともに出土し、別の柱抜取穴より軒平瓦6691A型式 (宮内ではⅢ-1~Ⅳ-1期)が出土した。

SA17817 調査区北東でSA9605と連続する南北塀。柱間寸法は10尺等間。6間分検出し、さらに調査区北方へ延びる。SB17840 (A期)と重複し、SA17817が新しい。

SA17818 調査区東半でSA17816と連続する南北塀。柱間寸法は10尺等間。SA17817と柱筋をあわせる。8間分検出し、さらに調査区南方へ延びる。SB17850 (A期)と重複し、SA17818が新しい。

E期 平安時代以降

SD17821 調査区ほぼ中央の東西溝。後世の削平のため、溝底の石敷のみが部分的に残存する。幅はかなり不明瞭であるが約0.6m程である。調査区ほぼ中央に長さ約3m分、そこから約13m西にその続きが約1m分残る。SB17810 (C期)の上層にあたる。

SX17822 調査区北東辺の石敷遺構。後世の削平のため、調査区内で最も標高が高い部分にのみ、わずかに残存していたが、広がり具合からみて、本来、もっと広範囲にわたって面的に存在していたものと思われる。直径数cmから拳大ほどの石を敷き詰めている。SB17840 (A期)、SA17817 (D期)の上層にあたる。

時期不明の遺構

SB17807 調査区南端にかかる東西棟建物。桁行7間以上で、柱間寸法は10尺等間。北側柱筋のみ、西妻から7間分を検出し、調査区の東・南方へ延びる。東西塀の可能性もある。柱抜取穴より、軒丸瓦6151A型式 (Ⅳ-2期)が出土した。

SX17809 調査区北東の土師器埋納遺構。南北0.59m、東西0.36mの南北に長い隅丸方形土坑の中に奈良時代の壺形土器が2点、南北に並んで埋納されていた。

SB17815 調査区西半中央の南北棟建物。桁行4間×梁間2間の身舎に東西庇をつける。柱間寸法は身舎部分と西庇の出が8尺等間、東庇の出は7尺。SA17803 (A期)、SX17833 (時期不明)と重複し、これらより新しい。

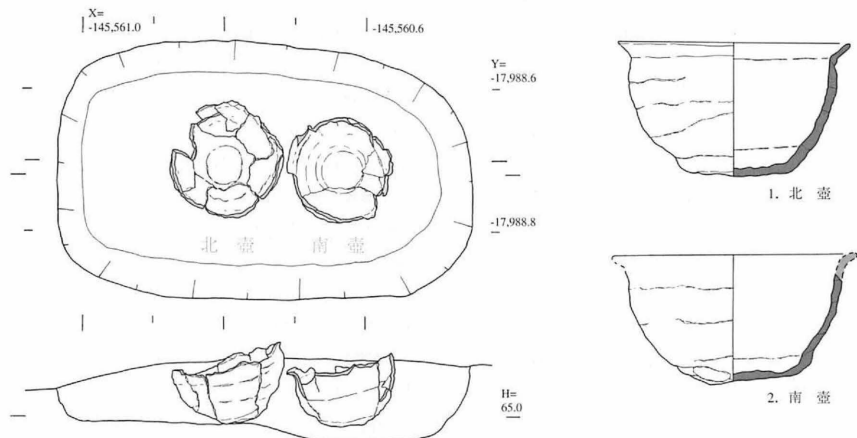


図39 土師器埋納遺構 SX17809 (左) 1:8・出土土師器壺 (右) 1:4

SA17823 調査区北東の南北塀。柱間寸法は8尺等間。3間分検出し、さらに調査区北方へ延びる。SB17800(C期)と重複し、こちらが新しい。柱抜取穴より軒平瓦6664F(Ⅱ-期)が出土した。

SA17824 SA17823の延長線上で、16尺南に位置する南北塀。柱間は8尺。長さは1間しかないが、柱間2間分空けてSA17823につながる一連の塀であろう。

SA17825 調査区東端にかかる南北塀。柱間寸法は10尺等間。10間分を検出し、調査区東、南方へ延びる。本調査区南側の第243次調査区(1993年度)で検出したSA16260と柱筋が揃い、一連の塀となる可能性がある。この場合、第243次調査の所見では奈良時代前半(『年報1994』)、第270次調査の所見では平城遷都直後の時期に属する。

SA17826 SA17823、17824の4m東側に位置する南北塀。柱間寸法は10尺等間。8間分検出し、さらに調査区北方へ延びる。SB17800(C期)と重複し、こちらが新しい。

SA17827 調査区西半中央の東西塀。柱間寸法は10尺等間で、長さ3間。SB17810(C期)と重複し、SA17827が古い。

SA17828 調査区中央の東西塀。柱間寸法は10尺等間。6間分検出し、さらに調査区東方へ延びる。SB17810(C期)と重複し、こちらが新しい。

SA17829 調査区中央南半の南北塀。柱間寸法は8尺等間で、長さ3間。重複関係からSB17850(A期)より新

しくSB17806(B期)より古い。B期の直前に造られた仮設的な塀か。

SA17831 調査区東辺南半の南北塀。柱間寸法は10尺等間で、長さは2間しかない、性格は不明。

SB17832 調査区南端の南北棟建物。梁間2間。柱間寸法は10尺。北妻のみ検出し、調査区南方へ延びる。

SK17833 調査区南西の不整形土坑。南北約3m、東西約3mの範囲に広がる。SA17803(A期)、SB17815(D期)と重複し、これらより古い。土坑埋土中から蓋形等の形象埴輪を含む多量の埴輪が出土した。平城宮造営時の整地に伴う土坑か、あるいは奈良時代以前の遺構である可能性もある。

出土遺物

木製品、石製品、金属製品 SB17800南東隅柱の柱抜取穴より用途不明の板材1点が出土。その他、床土、遺物包含層より砥石、鉄釘が出土した。(清野孝之)

土器 SA17816の柱抜取穴から土師器の皿、椀、高杯がまとまって出土した。これらの土器は奈良時代末から平安時代初頭にかけての時期と考えられる。また、土師器埋納遺構SX17809については以下に述べることとする。

SX17809出土土器について 土師器埋納遺構SX17809は、土坑内部に2つの土師器壺が据えられた状況で検出された(図39)。壺の内より遺物の出土はなかった。削平の為、蓋の有無は確認されていない。壺は共に胴部内外面に粘

土紐積上げの痕跡を残す。また、底部に近い部分に大きく段をもっている。この特徴をもつ壺は、人面を墨書するものが多く見られ、祭祀等特殊な用途をもつものと考えられている。

以上の点から今回の埋納遺構も、地鎮等の目的が想定されるが、今後類例等の検討が必要である。(金田明大)
瓦埴類 本調査区から出土した瓦埴類は集計表の通りである(表6)。軒瓦は69点(軒丸瓦39点、軒平瓦30点)出土したが、調査面積に対する出土密度は低い(約3.9点/100m²)。遺物の残存状況には様々な条件を考慮する必要があるものの、丸瓦、平瓦の出土量や分布にもまとまりが見られず、調査区内に総瓦葺建物が存在した可能性は低いものと考えられる。

次に、軒瓦のうち時期が判明するもの(46点)について、時期別の出土比率に着目すると、平城宮軒瓦編年Ⅱ、Ⅲ期(本調査における時期区分のA、B期)の軒瓦が大きな比率を占めている。このことから、A、B期には、軒瓦を使用する施設がいくつか存在したものと見られる。但し、出土軒瓦の型式、分布には特にまとまりが認められず、瓦使用施設の特定は困難である。また、Ⅰ期の軒瓦は極めて少なく(軒丸瓦2点、軒平瓦1点)、当該地域の本格的利用が開始された時期をうかがわせる。遺構の時期を特定する手がかりとなる出土軒瓦については、すでにそれぞれ検出遺構の項で説明した通りである。

東院地区から多く出土し、本調査区の東に接する第128次調査区でまとも出土した施釉瓦埴は、本調査では認められなかった。しかし、SB17807の柱抜取穴から出土した軒丸瓦6151A型式は同范品に緑釉を施した例がある。施釉した例と本調査出土品は胎土、焼成が非常によく似ており、本調査区出土品は元来存在した釉が剥落した可能性もある。

凝灰岩も出土量は少ないが、特筆すべきものとして、SB17810の南東隅柱抜取穴より凝灰岩製の切石が出土した。加工痕を明瞭に残すほぼ完形の大形品で、重量は30.14kgである。その形態から、建物基壇の葛石と考えられるが、本調査区内に基壇建物の痕跡はなく、どの建物に使用されていたか不明である。

本調査区とその周辺の利用状況の変遷

ここで、本調査区の利用状況の変遷を、遺構配置の特徴、西側の第128次調査区、南西側の第43(1967年度)・

表6 第292次調査 出土瓦埴類集計表

軒 丸 瓦			軒 平 瓦		
型式	種	点数	型式	種	点数
6131	A	5	6644	A	1
	B	1	6663	A	1
6132	A	2	6664	D	1
	Aa	1	6685	A	2
6151	A	2	6691	A	3
6225	C	1	6710	A	1
6282	C	2	6719	A	1
	G	2	6721	Da	1
6284	?	1		E	1
	D	1		Ga	3
	Ea	1		Hc	1
	Ec	3		?	3
6308	A	2	6732	C	1
	B	3	型式不明		10
6311	Ba	1			
6313	Aa	1			
6314	B	1			
型式不明		9			
軒丸瓦計		39	軒平瓦計		30
丸 瓦		平 瓦	埴		凝灰岩
重量	146.7kg	388.4kg	43.1kg	44.8kg	
点数	1,337	3,566	26	13	

時期	I	I-1~II-1	II	II-2~III-1	III	III-1~IV-1	IV	合計
点数	2	1	18	2	13	3	7	46
比率(%)	4.3	2.2	39.2	4.3	28.3	6.5	15.2	100

270次調査区との関係を通して検討する。

A、B期(図40①、②) 本調査区では、両時期を通じて、南北棟の脇殿を伴う二面庇付き東西棟の正殿が建てられる。A期には、南北二面庇付き東西棟SB17840を正殿とし、南北棟SB17804が脇殿の位置に並び、さらに南には、北庇を持ち、南庇も付く可能性がある桁行6間以上の大規模な東西棟SB17850が配置される。B期には、調査区東端の建物SB17805を南北庇の付く東西棟と考え、これを正殿として、東庇付き南北棟SB17806が脇殿の位置関係となる。こうした建物配置からみて、本調査区は宮殿あるいは官衙中枢部分の西半である可能性が高い。

これに対し、第128次および第43・270次調査区では、両時期を通じて、東院西辺部を区画する南北塀と、それに続く塀によって区切られた領域に建物が数棟並ぶ。ところが、これらは特に目立ったまとまりを見せないことから、何らかの施設の周辺部分に当たるものと考えられ、本調査区とは対照的なあり方を示す。

ところで、第128次および第43・270次調査区で東院西辺部を貫く南北塀SA5740が検出されているのであるが、第128次調査の所見では、これを奈良時代前半(恭仁遷都以前)に当て、第270次調査の所見では奈良時代中ごろ

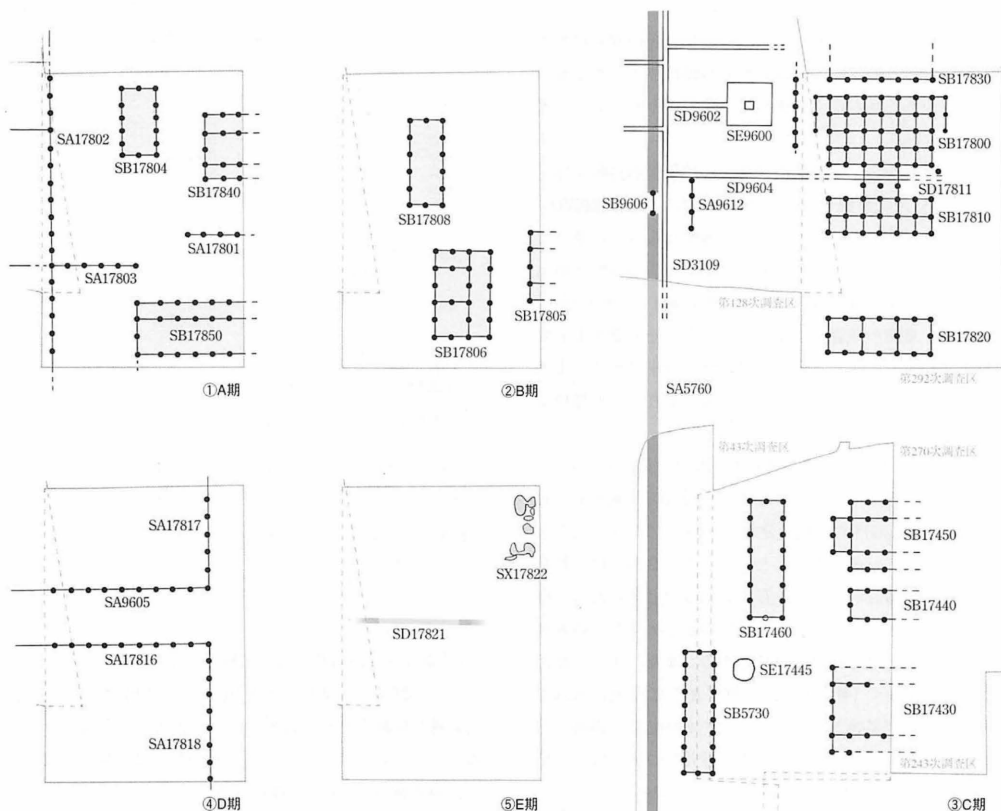


図40 第292次調査 遺構変遷図

(平城遷都後)に比定している。東院西辺部の遺構変遷を
考える上で重大な問題を含むが、本調査の成果からはこ
れに関する手がかりを得ることは出来なかった。

C期(図40③) 本調査区では廊下または階段で連結さ
れたSB17800・17810および、これらと一連の建物群と思
われるSB17830が並び、3棟が南北に並び立っていた可能
性が高い。また、その50尺南には、SB17820を設けている。
これらの建物はいずれも柱間、柱筋、桁行を一致させて
おり、東西棟4棟が南北に極めて整然と配置されている。

これに対し、第43・270次調査区では、南北棟の脇殿
と東西棟の正殿の組合せが南北に2組並び、これらの建
物が身舎、庇の柱間、柱筋を合わせて整然と配される。
こうした建物配置は宮内でもほとんどみられず、南側の
正殿の梁間が3間であることも加えて、極めて特徴的な

空間となる。

このように本調査区と第43・270次調査区におけるこ
の時期の建物群は、いずれも整然と配置され、それぞれ、
ある区画の中枢施設になるものと考えられる。ところが、
両者間では柱間、柱筋が全く揃わず、別計画で建てられ
た可能性が高い。両者は建物配置、建物構造にも大きな
違いがあり、性格を異にする区画であったと推定できる。

一方、本調査区のSB17800・17810の間を流れる東西溝
SD17811は第128次調査区のSD9604と一連の東西溝であ
り、さらに東院西辺を区画する築地塀SA5760の東雨落溝
SD3109へとつながる。これらの溝や塀が整然と配置され
ることから、一連の計画の基に造られたものである可能
性が高く、本調査区は、その西側と関連の深い空間であ
ったことを示唆する。

なお、第128次調査区東端にかかるSB9613・9614は、本調査区に延びる建物の一部とされていた。ところが、本調査区ではその続きが検出されなかったため、これらは建物になりえないことが判明した。南北塀と考えるのが妥当であろう。これは大型の井戸SE9600に隣接しているため、この井戸の目隠し塀であった可能性が高いものと見られる。

D、E期（図40④、⑤）D期にはSA5760に開く門SB9606から東へ通じる幅約10mの通路が設けられる。通路の南北は塀SA9605・17816で区画されるが、門の東約54mの地点でこれらの塀がそれぞれ南、北に90度折れ曲がる。この通路が第128次調査区と本調査区にまたがることからみて、この時期、本調査区とその西側は一連の空間として機能していたことがうかがえる。

E期の遺構はA～D期遺構面の上層で検出した。検出レベルがほぼ同じなので、一括して同じ時期としたが、時期を特定できる出土遺物を欠くため、これらが併存したか否か不明である。また、調査区内は後世の耕作にともない段状に削平されているため、この時期の遺構は残存状態が悪い。第128次調査区では平安時代に降る南北棟やバラス敷が認められるが、特にまとまった配置を見せるような状況ではない。

なお、第43・270次調査区では、D期はC期と同じ様相、E期については不明である。（清野）

SB17800・17810・17830の特徴と性格

C期のSB17800・17810・17830は非常に特徴的な柱配列を示す一連の建物群である。ただし、本調査では遺構の機能や性格を示唆するような遺物が出土せず、発掘の成果だけではこれを明らかにし得ない。そこで、SB17800・17810・17830と類似する遺構を平城宮内に求め、機能や建築構造に関する考察を加えておきたい。

建物構造の特徴と類例 すでに述べたとおり、SB17800・17810・17830は3棟が南北に並列して共存した一連の施設と考えられる。また、SB17800・17810は総柱建物で、とりわけSB17800の柱穴は非常に深い。一般的に総柱式の柱配列をとる建物は、楼門や高床倉庫に多くみられるが、SB17800・17810の規模はすこぶる大きく、門や倉庫などの施設とは別種のものであり、一連の楼閣建物群と推定できる。

ところで平城宮内では、これまでいくつか楼閣建物の

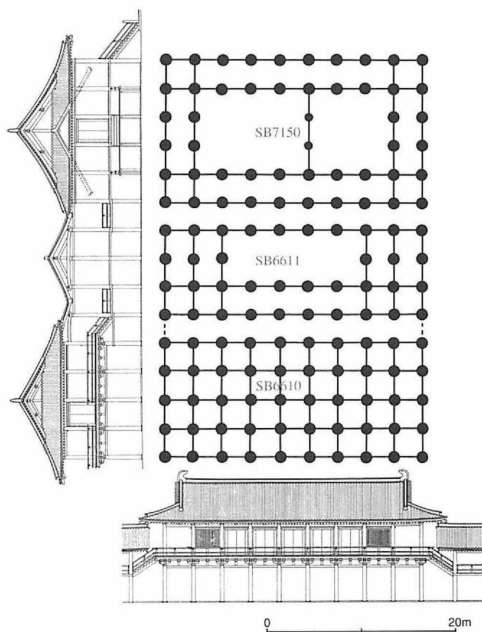


図41 第一次大極殿地域第Ⅱ期正殿遺構配置図（1：300）と復原正面・側面図

遺構がみつかっているが、それらは門や築地塀に附属する「望楼」的な施設（第一次大極殿東楼SB7802・第一次内裏東南隅の楼閣SB7601など）と、一定の区画の中心施設（内裏地区Ⅰ期後殿SB4700、第一次大極殿地区第Ⅱ期正殿SB6610・6611・7150）に大別できる。今回検出した楼閣建物は敷地のほぼ中央に位置する大規模な建築群であり、後者に属するのは明白であろう。この場合、注意しておきたいのは、後者の柱配列が内裏正殿SB450Aなどの揚床式大建築の遺構とも近似することである。しかし、揚床式建物の場合、床東に相当する柱掘形が小さいので、床面はそう高くはなく、床下は人の使用しない閉ざされた空間であったはずである。これに対して、側柱列の柱掘形と棟通りの柱掘形がほぼ同規模となる総柱建物は、床面が非常に高く、床の上下双方を生活空間としたものと推定される。したがって、内裏正殿に代表される巨大な揚床式建築と総柱式の大建築群は、機能と構造の両面

図42 唐長安城大明宮麟德殿復原透視図(左)と復原平面図(右)(1:1000)

において性格を異にする施設であり、本稿では後者のような総柱建物を「樓閣宮殿」、今回検出したSB17800・17810・17830の3棟をとくに「東院樓閣宮殿」と呼ぶことにしたい。

第一次大極殿地区第Ⅱ期正殿と東院樓閣宮殿 さて、SB17800・17810・17830と最も性格の近似する遺構は、第一次大極殿地区第Ⅱ期正殿SB6610・6611・7150(いわゆる西宮「百柱の間」)である。『平城報告XI』によると、SB6610・6611・7150の3棟はいずれも桁行9間の東西棟で、柱筋を一致させながら南北に並列している(図41)。加えて、同じ区画にある脇殿等の附属施設とともに、すべての遺構が柱位置を10尺方眼に合わせて整然と配置されている。一方、今回検出した東院樓閣宮殿も、柱間がいずれも桁行6間でやはり柱筋をそろえながら南北に並列している。さらにこの3棟の50尺南の位置には、柱筋をそろえた平屋建物SB17820を配しており、これらすべての遺構の柱位置をやはり10尺方眼に合わせている。要するに、東院樓閣宮殿はSB6610・6611・7150の桁行規模を3分の2に縮小し、同じ柱配置の原理を共有しているわけである。

一方、年代的にも、第一次大極殿地区第Ⅱ期は天平勝宝六(754)年～天応元(781)年にあたり(『平城報告XI』)、本調査におけるC期と重複する。すなわち、SB17800・17810・17830とSB6610・6611・7150は、それほど隔たらない時期に建てられ、同時併存した可能性が高いのである。建物配置や構造上の共通性も考慮すると、両者が何の関連もなく、まったく別個に計画されたものとは考え難い。密接な関わりをもって建てられたものと

みるのが妥当ではないだろうか。

ところで『平城報告XI』は、第一次大極殿地区の第Ⅱ期施設群を称徳朝の「西宮」に比定している。この説には異論もあるが、そのなかの正殿が総柱式の樓閣宮殿であったことは注目に値する。それは唐長安城大明宮の麟德殿(図42)がそうであったように、周辺地域の眺望を楽しみながら、大宴会を挙行する施設であった可能性を示唆するものであり、内裏正殿などの揚床式建築と一線を画する重要な用途上の特徴を見出せるのである。東院樓閣宮殿の場合、宴会を催した施設であるという直截的な根拠は乏しいが、『続日本紀』には東院で宴会を挙行した記事が数多くみられ、その宴会に利用された施設の一つであった可能性は否定できない。

加えて、麟德殿は含元殿、宣政殿、紫宸殿といった大明宮の中心的殿舎の北西側に配され、大明宮の西辺に位置する。また、第一次大極殿地区第Ⅱ期正殿も当時の内裏、大極殿の西(北西)側に設けられる。こうした殿舎配置も考えあわせれば、東院樓閣宮殿が東院中心部の西側に配されることは単なる偶然とは思えず、建物構造や用途とともに、殿舎配置の理念をも受け継いでいる可能性を考慮すべきであろう。

以上みてきたように、第一次大極殿地区第Ⅱ期正殿が大明宮麟德殿を和風化する形で奈良時代後半に出現し、それを3分の2の規模に縮小した樓閣宮殿が東院の地に建設されたという歴史的経緯を、一応想定できるのではないだろうか。そして、それら日中の巨大高層建築群には、「眺望」と「宴会」という二つのキーワードが見え隠れしている。

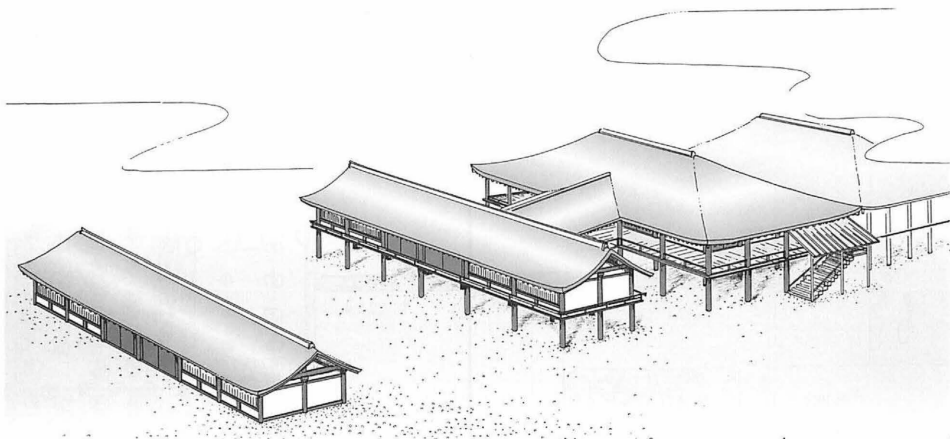


図43 東院樓閣宮殿復原透視図

東院樓閣宮殿の復原 最後に、SB17820も含め、東院樓閣宮殿の復原案を提示しておく(図43)。柱配置からみて、SB17820は切妻造の平屋、SB17810は切妻造の樓閣と考えられる。一方、四面庇を有するSB17800の屋根は入母屋と寄棟の両方が可能だが、桁行・梁間のすべての柱間が10尺等間であることを重視し、麟徳殿復原案との共通性も勘案して、寄棟造の樓閣と推定した。SB17830については、SB17800と軒を接する双堂式の建物とみて、SB17800と同様の構造を想定したが、南側柱筋しか検出していないため、根拠は乏しい。なお、SB17810は梁間2間と規模が小さく、柱挿形もいくぶん浅いので、SB17800より床面を若干低くしている。これにより、SB17800・17810をつなぐ空中廊下(中国でいうところの「複道」もしくは「閣道」)は、南下がりとなる。屋根材は、遺物の項ですでに触れたとおり総瓦葺には復原できないので、檜皮葺が妥当と考える。但し、SB17800の側面に取り付く階段の屋根は板葺とした。(浅川滋男・清野)

調査成果と意義

主な調査成果は以下の通りである。①奈良時代前半から中頃(A、B期)には、本調査区は宮殿あるいは官衙中枢部の西半にあたるものとみられる。②奈良時代後半から末(C期)にかけては東西棟3棟が連結した特異な構造をもつ樓閣建物群(東院樓閣宮殿)が建てられる。③奈良時代末～平安初期(D期)には東院西辺を区切る塀SA5760に開く門SB9606から東に延びる幅約10mの東西通路が設けられる。

このように、本調査区は周辺の既調査区とは異なり、A～C期を通して、ある施設の中核部として機能した空間

であったことが判明した。中でもC期の東院樓閣宮殿は中心的殿舎の西側に存在したことをうかがわせ、D期の様相も、本調査区の東側に中枢施設の存在を想定させるものである。このような状況は、本調査区が東院地区中央部の西側にあたることに深く関わっていると思われる、本調査区東側の未調査地にさらに重要な区画が存在することを予想させる。実際、SB17810の柱抜取穴からは凝灰岩製の葛石がほぼ完形で出土しており、周辺に格式の高い基壇建物が存在した可能性を暗示している。

また、C期の東院樓閣宮殿は、その特異な構造から、第一次大極殿地区第Ⅱ期正殿とともに、唐長安城大明宮麟徳殿の影響を色濃く受けた施設であることを推定した。日中の古代都城を比較研究する上で新たな資料を提供したものと評価できよう。

一方で、本調査区では施釉瓦がほとんど出土しなかったことから、施釉瓦を葺いた建物と推定されている「東院玉殿」に関する直接的な手がかりは得られなかった。また、文献にみられる「東院」「東宮」「東内」「楊梅宮」といった施設との関係もいまだ不明である。こうした文献にみえる諸施設の解明は今後の課題として残された。しかし、これまでほとんど詳細が不明であった東院中枢施設が、本調査区とその東側に存在した可能性を示唆する成果を得たことは意義深い。(清野)

挿図出典

図41 「平城報告XI」より一部改変して転載。

図42 楊鴻勛1986「唐大明宮麟徳殿復原研究」【中国考古学研究-夏鼐先生考古五十年紀年論文集(二集)】(のち、楊1987「建築考古学論文集」に再録)より一部改変して転載。

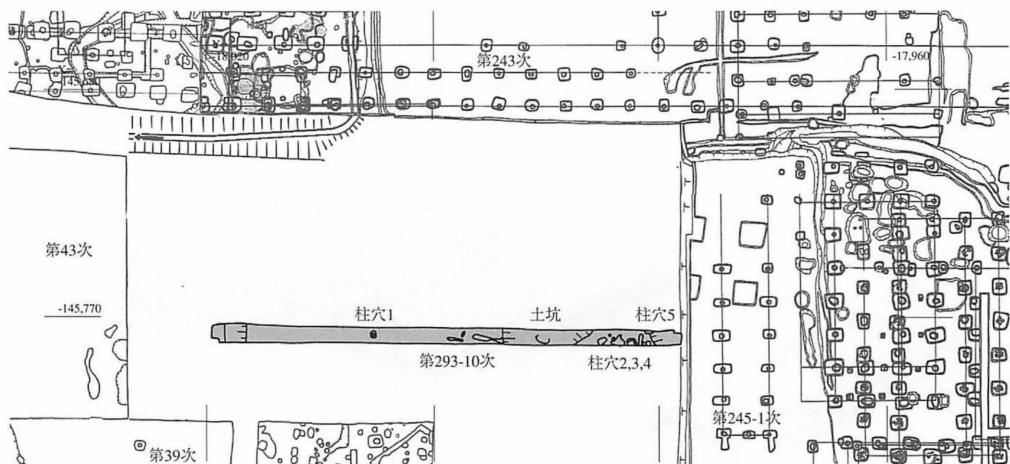


図44 第293-10次調査区と周辺の遺構平面図

2. 第293-10次調査

東院地区駐車場整備工事に伴い、排水路計画地を掘削したところ表土直下で地山面が現れたので、急遽、発掘調査することとなった。調査範囲は工事で掘削した東西40m強、南北約1mである。この場所は第39、43、243、245-1次調査区に囲まれた中の未調査地であり、本整備前は仮駐車場としていた。その際、旧耕土は大部分取り去られ、遺構面直上にかろうじて旧耕土または床土の一部が残っている状況であった。遺構面は地山である大阪層群の砂礫層または粘土層である。しかし、この面に掘られた柱穴の残存深さから見て、検出した地山面自体すである程度の削平を受けている。

検出した遺構は、奈良時代の柱穴5箇所と古墳時代の溝もしくは土坑1箇所である。

柱穴1は掘方の径60cm、柱痕跡の径20cmで、残存深さは20cmに満たない。東西につづく柱穴がないことから、南北方向の塀の一部かと考えられる。

柱穴2、3、4は調査区東部南辺に並ぶ柱穴群である。掘方の径50～80cmで、掘方内には奈良時代の瓦片や凝灰岩片が含まれており、平城宮の建物の柱跡であろうが、これらが同一の建物か否かは不明である。

柱穴5は柱穴4の北にあり、掘方が北壁にわずかにかかって検出された。北壁部分での径は75cmである。

古墳時代かと考えられる溝もしくは土坑は調査区東半部にある。幅約7m、検出した深さ40～50cmで、西辺はほぼ南北方位に合うが、東辺は北で東へ約56度傾く。人為的に掘られた凹みを、おそらく平城宮の造営時に埋めたものであろうが、この埋め立てに際し、近くにあった古墳を壊し、その埴輪をまとめてこの中へ投棄している。埴輪は溝中央部に集中しており、敷並べたように面をなす部分もあった。埴輪は円筒、家形、朝顔形などで5世紀中頃を中心とする。少量ではあるが須恵器、土師器もある。また、埋土の最下層である茶褐粘質土からはサヌカイト製の国府型ナイフ形石器（長さ約5cm）1点が出土した。

(高瀬要一)

平 城 宮 専 こ ろ む 欄 ②

◆「平城宮跡発掘見学会」顛末記

1998年4月に朱雀門・東院庭園復原記念イベントが盛大に行われ、平城宮内は大いに賑わった。その中で、第292次調査現場も、「平城宮跡発掘見学会」と称するイベントに組み込まれ、常時、見学者を受け入れた。

この期間中の平日2回、現場担当者が見学の概要を説明することになった。

しかし調査は始まってまだ半月足らずで、話のネタがない。頭をひねったあげく、調査の手順を説明したり、遺物に触れてもらったりしてみた。ところが苦肉の策が意外にも好評。特に土が付いたままの遺物は臨場感抜群で、百の言葉に勝る。マスコミにも取り上げられ、結局期間中に数千の方々が見

場を訪れた。

お客さんの反応は様々。説明を熱心に聞く人、遺物に触るだけであっさり帰ってしまう人、中には壮大な自説を藁たてと語り出す人も…。ともあれ、人前で話すことに不慣れだった現場担当者には貴重な経験になりました。(S)